

2025年11月27日

各位

東京都港区海岸一丁目7番1号
SBペイメントサービス株式会社
代表取締役社長 榛葉 淳

基準日設定につき通知公告

記

当社は、2025年12月12日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

以上